

徳島県告示第五百八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和二年八月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支 援 の 種 類	年 月 日
合同会社ハビリテ	徳島市中島田町二丁目六七番地の一	ゆずりは care plus	徳島市北矢三町三丁目二番地八五	児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	令和二年八月一日